

令和3年度 都市計画税に関する調報告書

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

地方公共団体コード	1	0	3	4	5	4	6
表番号・行番号	7	0	0	0	0	0	11
市町村判別コード	特定市・・・1 特定市以外の市町村・・・2					2	12
団体区分コード	/ / / / /					3	16

(注) 「特定市」の区分については「ガイダンス表<<データ入力>>1-3」に留意すること。

(注) 自動的に付与される。

地方公共団体コード	表番号
1 0 3 4 5 4	7 5 1

令和3年度 都市計画税に関する調

都道府県名

群馬県

第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調

市町村名

吉岡町

区 分	行 番 号	(1) 市町村の面積(千㎡)	(2) 市街化区域(千㎡) A	(3) 市街化調整区域(千㎡) B	(4) そ の 他 (千 ㎡) C	(5) 計 (A+B+C) (千㎡)
課 税 区 域 の 面 積	9 0 1 0	12	23 ア	33 イ	43 ウ	53 エ 62 0
都 市 計 画 区 域 の 面 積	0 2 0	20,460 甲	オ	カ	20,460 キ	20,460 ク

区 分	行 番 号	(6) 都市計画区域の 指定の有無	(7) 市街化区域等の 設定の有無	(8) 都市計画税の 課税の有無	(9) 都市計画事業の 認可の有無
課 税 区 域 の 面 積	9 0 1 1	12	13	14	15 16
都 市 計 画 区 域 の 面 積	0 2 1	ケ 1	コ 2	サ 2	チ 1

指定有……「1」 設定有……「1」 課税有……「1」 認可有……「1」
 指定無……「2」 設定無……「2」 課税無……「2」 認可無……「2」

地方公共団体コード					表番号				
1	0	3	4	5	4	7	5	8	2

第52表 納税義務者数に関する調

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町



区 分		行 番 号	(1) 総 数 (人)	(2) 法定免税点未満のもの(人)	(3) 法定免税点以上のもの(人)
土 地	個 人	9 0 1 0	12 0	22	32 41
	法 人	0 2 0	0		
	計	0 3 0	0	0	0
家 屋	個 人	0 4 0	0		
	法 人	0 5 0	0		
	計	0 6 0	0	0	0
実 数	個 人	0 7 0	0		
	法 人	0 8 0	0		
	計	0 9 0	0	0	0

地方公共団体コード					表番号				
1	0	3	4	5	4	7	5	3	8

第53表 地積及び床面積等に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 市 街 化 区 域	(2) 市 街 化 調 整 区 域	(3) そ の 他	(4) 計	
土 地 の 積 (千㎡)	宅 地 等	宅 地	9 0 1 0	12	24	34	45 シ 57 0
		そ の 他	0 2 0				ス 0
		小 計	0 3 0	0	0	0	セ 0
	農 地	0 4 0	ソ			タ 0	
	計	0 5 0	チ 0	ツ 0	テ 0	ト 0	
家床 屋 面 の 積 (㎡)	木 造 家 屋	0 6 0				0	
	木 造 以 外 の 家 屋	0 7 0				0	
	計	0 8 0	ナ 0	ニ 0	ヌ 0	0	
土 地 の 筆 数 (筆)	宅 地 等	宅 地	0 9 0				ネ 0
		そ の 他	1 0 0				ノ 0
		小 計	1 1 0	0	0	0	ハ 0
	農 地	1 2 0	ヒ			フ 0	
	計	1 3 0	ヘ 0	ホ 0	マ 0	0	
家 屋 の 棟 数 (棟)	木 造 家 屋	1 4 0				0	
	木 造 以 外 の 家 屋	1 5 0				0	
	計	1 6 0	ミ 0	ム 0	メ 0	0	

地方公共団体コード						表番号		
1	0	3	4	5	4	7	5	4

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分			行 番 号	(1) 決 定 価 格										
				市 街 化 区 域 (千円)	市 街 化 調 整 区 域 (千円)	そ の 他 (千円)	計 (千円)							
土 地	宅 用 地	小 規 模 住 宅 用 地	個 人	9	0	1	0	12	24	34	45	モ	57	0
			法 人	0	2	0						ヤ	0	
		一 般 住 宅 用 地	個 人	0	3	0						ユ	0	
			法 人	0	4	0						ヨ	0	
		非 住 宅 用 地	個 人 非 住 宅 用 地	0	5	0						ラ	0	
			法 人 非 住 宅 用 地	0	6	0						リ	0	
	小 計		0	7	0		0	0	0		ル	0		
	農 地		0	8	0						ロ	0		
	そ の 他		0	9	0							0		
	計		1	0	0		0	0	0			0		
家 屋	木 造 家 屋		1	1	0							0		
	木 造 以 外 の 家 屋		1	2	0							0		
	計		1	3	0		0	0	0			0		
合 計			1	4	0		0	0	0	a	0		0	

地方公共団体コード						表番号		
1	0	3	4	5	4	7	5	4

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調(つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分			行 番 号	(5) (6) (7) (8) (9) (10)								
				課 税 標 準 額				実 定 税 率 B	調 定 見 込 額 A×B (千円)			
			市 街 化 区 域 (千円)	市 街 化 調 整 区 域 (千円)	そ の 他 (千円)	計 (千円) A						
土 地	宅 用 地	小 規 模 住 宅 用 地	個 人 法 人	9 0 1 1	12	25	35	47	60	61	69	79
			個 人 法 人	0 2 1					あ			
		一 般 住 宅 用 地	個 人 法 人	0 3 1					い			
			個 人 法 人	0 4 1					う			
		非 住 宅 用 地	個 人 非 住 宅 用 地	0 5 1					え			
			法 人 非 住 宅 用 地	0 6 1					お			
	小 計			0 7 1	0	0	0	か				
	農 地			0 8 1	き			く				
	そ の 他			0 9 1								
	計			1 0 1	0	0	0					
家 屋	木 造 家 屋			1 1 1								
	木 造 以 外 の 家 屋			1 2 1								
	計			1 3 1	0	0	0					
合 計				1 4 1	け	こ	b	0	%		0	

地方公共団体コード					表番号				
1	0	3	4	5	4	7	5	6	8

第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の農地に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県
市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)	
特 定 化 市 街 農 地 の 入 地	平成二年度以前	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 0 1 0	12	24	39	54	69 80
	平成二年度以前	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
	平成二年度以前	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
	平成二年度以前	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
	平成二年度以前	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
	平成二年度以前	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
	平成二年度以前	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
	平成二年度以前	負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
	平成二年度以前	負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
	平成二年度以前	負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
	平成二年度以前	負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
	平成二年度以前	負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
	平成二年度以前	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
	平成二年度以前	負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
	平成二年度以前	負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
	平成二年度以前	負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
	平成二年度以前	負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
	平成二年度以前	負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
	平成二年度以前	負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
	平成二年度以前	負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
	平成二年度以前	負担水準0.05未満	2 1 0					
	平成二年度以前	計	2 2 0	0	0	0	0	0
	平成九年度以後	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	2 3 0					
	平成九年度以後	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
	平成九年度以後	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
	平成九年度以後	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
	平成九年度以後	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
平成九年度以後	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0						
平成九年度以後	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0						
平成九年度以後	負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0						
平成九年度以後	負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0						
平成九年度以後	負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0						
平成九年度以後	負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0						
平成九年度以後	負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0						
平成九年度以後	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0						
平成九年度以後	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0						
平成九年度以後	負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0						
平成九年度以後	負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0						
平成九年度以後	負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0						
平成九年度以後	負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0						
平成九年度以後	負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0						
平成九年度以後	負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0						
平成九年度以後	負担水準0.05未満	4 3 0						
平成九年度以後	計	4 4 0	0	0	0	0	0	

地方公共団体コード					表番号				
1	0	3	4	5	4	7	5	6	8

第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の農地に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名 群馬県
市町村名 吉岡町

区 分		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
区 分		行 番 号	納 税 義 務 者 (人)	地 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 数 (筆)
合 計	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 4 5 0	12 0	24 0	39 0	54 0	69 80
	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	0
負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0	0	
	計	6 6 0	0	0	0	0	0
第 62 表 の う ち 生 産 緑 地 に 係 る も の		6 7 0		そ	た	ち	

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	7

第57表 課税標準の特例等に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県
市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) (7) 課 税 標 準 (A)		
				宅 地	そ の 他				の 特 例 率 (B)		
									(千円)	(千円)	(A)
課税標準の特例にかよる減額規定による	法第7条第2項	第9項 (日本放送協会)	評価額	1/2	0 1 0	22	42	52	62	64	65
			課税標準額		0 2 0			0			
	第10項 (日本原子力研究開発機構)	評価額	1/3	0 3 0							
		課税標準額		0 4 0							
		評価額	2/3	0 5 0							
		課税標準額		0 6 0							
	第11項 (登録有形文化財等)	評価額	1/2	0 7 0				0			
		課税標準額		0 8 0				0			
	第21項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	評価額	1/3	0 9 0				0			
		課税標準額		1 0 0				0			
		評価額	1/6	1 1 0				0			
		課税標準額		1 2 0				0			
	第22項 (新関西国際空港株)	評価額	1/2	1 3 0				0			
		課税標準額		1 4 0				0			
	第23項 (信用協同組合等)	評価額	3/5	1 5 0							
		課税標準額		1 6 0							
	第25項 (中部国際空港株)	評価額	1/2	1 7 0				0			
		課税標準額		1 8 0				0			
	第27項 (家庭的保育事業)	評価額	-	1 9 0							
		課税標準額		2 0 0							
第28項 (居宅訪問型保育事業)	評価額	-	2 1 0								
	課税標準額		2 2 0								
第29項 (事業所内保育事業)	評価額	-	2 3 0								
	課税標準額		2 4 0								
第30項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	評価額	1/2	2 5 0				0				
	課税標準額		2 6 0				0				
第32項 (量子科学技術研究開発機構)	評価額	1/3	2 7 0								
	課税標準額		2 8 0								
	評価額	2/3	2 9 0								
	課税標準額		3 0 0								
第33項 (世界遺産)	評価額	1/3	3 1 0				0				
	課税標準額		3 2 0				0				

※「課税標準の特例率(わがまち特例)(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	7

第57表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) 課 税 標 準 (B)
				宅 地	そ の 他				の 特 例 率 (B)		
				(千円)	(千円)				(A)	(B)	
よに法 りる第 減課7 額税0 と標2 な条3 るの 額定規 額に	法 第 7 0 2 条 の 3	2/3	3 3 0	9	12	22	32	42	52	62	64
				3	4	0	0	0	0	0	
		1/3	3 5 0	3	5	0	0	0	0	0	
				3	6	0	0	0	0	0	
額市居家に4法 計等屋よの第 ににり27 画対代減(0 税すわ失震 のるし災条 減都家た等 の		1/2 減額	3 7 0								
特規法 定附 にに則 よる第 減課1 額税6 と標2 な条の るの 額	法 附 則 第 1 6 条 の 2	2/3	3 8 0	3	8	0	0	0	0	0	0
				3	9	0	0	0	0	0	
		1/3	4 0 0	4	0	0	0	0	0	0	
				4	1	0	0	0	0	0	
計等る年の法 画に被熊2附 税対災本(則 のす代地平第 減る替震成1 額都家に26 市屋係8条		1/2 減額	4 2 0								
特規法 定附 にに則 よる第 減課1 額税6 と標2 な条の るの 額	法 附 則 第 1 6 条 の 3	2/3	4 3 0	4	3	0	0	0	0	0	0
				4	4	0	0	0	0	0	
		1/3	4 5 0	4	5	0	0	0	0	0	
				4	6	0	0	0	0	0	

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	7

第57表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分	地 目 等	特 例 率	行 番 号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) 課 税 標 準 (B)		
				宅 地	そ の 他				の 特 例 率 (B)				
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)			
例法附則第15条、法附則第15条の2又は法附則第15条の3の規定による課税標準の額の特	第1項 (総合効率化に資する倉庫等)	評価額	1/2	9	12	22	32	42	52	62	64	65	
		課税標準額		4	7	0							
	第10項 (並行在来線に係る譲受固定資産)	評価額	1/2	4	9	0			0				
		課税標準額		5	0	0			0				
	第15項 (PFI公共施設)	評価額	1/2	5	1	0							
		課税標準額		5	2	0							
	第16項 (都市利便施設) 都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例) 適用分)	評価額	-	5	3	0							
		課税標準額		5	4	0							
		評価額	-	5	5	0							
	第17項 (都市鉄道施設)	課税標準額		5	6	0							
		評価額	2/3	5	7	0							
	第18項 (外資埠頭公社の民営化に係る承継特例)	課税標準額		5	8	0							
		評価額	1/2	5	9	0			0				
		課税標準額		6	0	0			0				
	第19項 (鉄道再構築事業)	評価額	3/5	6	1	0			0				
		課税標準額		6	2	0			0				
	第21項 (公益法人が所有する能楽堂)	評価額	1/4	6	3	0							
		課税標準額		6	4	0							
	第22項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	評価額	1/2	6	5	0			0				
		課税標準額		6	6	0			0				
第26項 (駅のバリアフリー化施設)	評価額	1/2	6	7	0								
	課税標準額		6	8	0								
第29項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	評価額	2/3	6	9	0								
	課税標準額		7	0	0								
第26項 (駅のバリアフリー化施設)	評価額	2/3	7	1	0								
	課税標準額		7	2	0								
第29項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	評価額	2/3	7	3	0								
	課税標準額		7	4	0								

※「課税標準の特例率 (わがまち特例) (6) (7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	7

第57表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) 課 税 標 準 (B)				
				宅 地	そ の 他				の 特 例 率 (B)						
				(千円)	(千円)				(わがまち特例)	(A)		(B)			
準法附則第15条、法附則第15条の2又は法附則第15条の3の規定による課税標準額	法	第33項	(農地中間管理機構に賃借権を設定した農地) (存続期間10年以上)	評価額	1/2	9	12	22	32	42	52	62	64	66	
			課税標準額	7	5	0					0				
	法	第33項	(農地中間管理機構に賃借権を設定した農地) (存続期間15年以上)	評価額	1/2	7	7	0							
			課税標準額	7	8	0					0				
	附	第34項	(特定事業所内保育施設)	評価額	-	7	9	0							
				課税標準額	-	8	0	0				0			
	則	第35項	(市民緑地)	評価額	-	8	1	0							
				課税標準額	-	8	2	0				0			
	第	第37項	(立地誘導促進施設) (協定有効期間5年以上)	評価額	2/3	8	3	0							
				課税標準額	2/3	8	4	0				0			
	1	第37項	(立地誘導促進施設) (協定有効期間10年以上)	評価額	2/3	8	5	0							
				課税標準額	2/3	8	6	0				0			
	5	第38項	(帰還環境整備推進法人)	評価額	1/3	8	7	0							
				課税標準額	1/3	8	8	0				0			
	条	第39項	(地域福利増進事業)	評価額	2/3	8	9	0							
				課税標準額	2/3	9	0	0				0			
	第	第42項	(浸水被害軽減地区)	評価額	-	9	1	0							
				課税標準額	-	9	2	0				0			
4	第43項	(滞在快適性等向上施設)	評価額	1/2	9	3	0								
			課税標準額	1/2	9	4	0				0				

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県
市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) (7) 課 税 標 準 (A) の 特 例 率 (B) (わがまち特例)		
				宅 地	そ の 他				(A)	(B)	
				(千円)	(千円)				(千円)	(千円)	(千円)
よ法附則第15条の3の減額規定による課税標準となる特例に附	法附則第15条の2 第2項 (JR北海道・四国に係る特例) (法附則第15条の3の適用のあるものを除く)	評価額	1/2	9 0 1 0	12	22	32	42	52	62	64
		課税標準額		0 2 0				0			
	法附則第15条の2 第1項 (旅客会社等に係る承継特例) (法附則第15条の2第2項のJR三島特例に係るものを除く)	評価額	3/5	0 3 0				0			
		課税標準額		0 4 0				0			
	法附則第15条の3 第1項 (旅客会社等に係る承継特例) (法附則第15条の2第2項のJR三島特例に係るものに限る)	評価額	3/10	0 5 0				0			
		課税標準額		0 6 0				0			
減産額)	産る設術修11法 税固に公実15附 等定対演演一条則 の資す施芸改の第	減額	1/3	0 7 0							
附和に改則第3年もの規定	第2項 旧法附則第15条第20項 (都市鉄道利便増進施設)	評価額	2/3	0 8 0							
		課税標準額		0 9 0							
第の改令正和法2の1年規定に正に法附る条則も	第2項 旧法附則第15条第21項 (国立大学校舎)	評価額	1/2	1 0 0							
		課税標準額		1 1 0							
	第5項 旧法附則第15条第40項 (認定誘導事業) (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例)適用分)	評価額	—	1 2 0							
		課税標準額		1 3 0							
法成に改附2よ正法則第9年もの規定	第3項 旧法附則第15条第36項 (備蓄倉庫) (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例)適用分)	評価額	—	1 4 0							
		課税標準額		1 5 0							

※「課税標準の特例率(わがまち特例)(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「—」を入力すること。したがって、(1)～(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	7	8	
1	0	3	4	4	5	8	

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) の 特 例 率 (B)		
				宅 地	そ の 他				(A)		(B)		
				(千円)	(千円)				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
附平成28年改正法による条則26年改正法に	第2項 旧法附則第15条第1項 (倉庫)	評価額	1/2	1 6 0									
		課税標準額		1 7 0									
	第3項 旧法附則第15条第42項 (認定誘導事業により取得した公共施設等)	評価額	4/5	1 8 0									
		課税標準額		1 9 0									
則26年改正法に	第2項 旧法附則第15条第20項 (スーパー中枢港湾)	評価額	1/2	2 0 0									
		課税標準額		2 1 0									
	第3項 旧法附則第15条第27項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	評価額	1/2	2 2 0				0					
		課税標準額		2 3 0				0					
平成23年改正法に附則第9条の	第2項 旧法第349条の3第23項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	評価額	2/3	2 4 0									
		課税標準額		2 5 0									
	第4項 旧法第349条の3第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	評価額	1/3	2 6 0									
		課税標準額		2 7 0									
	第5項 旧法第349条の3第32項 (自動車安全運転センター)	評価額	1/3	2 8 0									
		課税標準額		2 9 0									
	第6項 旧法第349条の3第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	評価額	1/2	3 0 0									
		課税標準額		3 1 0									
	第10項 旧法附則第15条第35項 (指定特定重要港湾に係る港湾施設)	評価額	1/2	3 2 0									
		課税標準額		3 3 0									
則28年改正法による条則14法に	第4項 旧法附則第15条第36項 (PFI公共荷さばき施設)	評価額	1/2	3 4 0									
		課税標準額		3 5 0									
	第5項 旧法附則第15条第37項 (PFI一般廃棄物処理施設)	評価額	1/2	3 6 0									
		課税標準額		3 7 0									

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	7	8	
1	0	3	4	5	5	8	

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) の 特 例 率 (B)		
				宅 地	そ の 他				(A)		(B)		
				(千円)	(千円)				(A)	(B)	(A)	(B)	
改正法の規定によるもの 平成20年	第2項	旧法第349条の3第25項 (日本電気計器検定所)	評価額	1/2	3 8 0								
			課税標準額		3 9 0								
		旧法第349条の3第26項 (日本消防検定協会)	評価額	1/2	4 0 0								
			課税標準額		4 1 0								
	旧法第349条の3第27項 (小型船舶検査機構)	評価額	1/2	4 2 0									
		課税標準額		4 3 0									
	旧法第349条の3第28項 (軽自動車検査協会)	評価額	1/2	4 4 0									
		課税標準額		4 5 0									
改正法の規定によるもの 平成10年	第4項	旧法第349条の3第39項 (社会保険診療報酬支払基金)	評価額	1/6	4 6 0								
			課税標準額		4 7 0								
	第5項	旧法第349条の3第40項 (自動車安全運転センター)	評価額	1/6	4 8 0								
			課税標準額		4 9 0								
改正法の規定によるもの 平成18年	第3項	旧法第349条の3第28項 (日本電気計器検定所)	評価額	1/3	5 0 0								
			課税標準額		5 1 0								
		旧法第349条の3第29項 (日本消防検定協会)	評価額	1/3	5 2 0								
			課税標準額		5 3 0								
	旧法第349条の3第30項 (小型船舶検査機構)	評価額	1/3	5 4 0									
		課税標準額		5 5 0									
	旧法第349条の3第31項 (軽自動車検査協会)	評価額	1/3	5 6 0									
		課税標準額		5 7 0									
改正法の規定によるもの 平成21年	旧法附則第15条第19項 (指定法人等大規模外貨埠頭)	評価額	1/2	5 8 0			0						
		課税標準額		5 9 0			0						

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	5	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) の 特 例 率 (B)		
				宅 地	そ の 他				(わがまち特例)		(A)	(B)	
				(千円)	(千円)				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
平成7年度の改正法に則する12条の	第3項	旧法第349条の3第27項 (農業・生物系特定産業事業研究機構)	評価額	1/3	6 0 0								
			課税標準額		6 1 0								
		旧法第349条の3第30項 (日本電気計器検定所)	評価額	1/6	6 2 0								
			課税標準額		6 3 0								
		旧法第349条の3第31項 (日本消防検定協会)	評価額	1/6	6 4 0								
			課税標準額		6 5 0								
	旧法第349条の3第32項 (小型船舶検査機構)	評価額	1/6	6 6 0									
		課税標準額		6 7 0									
	旧法第349条の3第33項 (軽自動車検査協会)	評価額	1/6	6 8 0									
		課税標準額		6 9 0									
	合 計		評価額		7 2 0	0	0	0	0				
			課税標準額		7 3 0	0	0	0	0				
第7条第7項第59則	市街化区域農地としての評価額			7 4 0				0					
		徴収猶予分に相当する課税標準額		7 5 0				0					
第8条第8項第59則	市街化区域農地としての評価額			7 6 0				0					
		徴収猶予分に相当する課税標準額		7 7 0				0					
第1条第1項第2附項第59則	市街化区域農地としての評価額			7 8 0				0					
		減額分に相当する課税標準額		7 9 0				0					
第1条第1項第2附項第759則	市街化区域農地としての評価額			8 0 0				0					
		減額分に相当する課税標準額		8 1 0				0					

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号		(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) (7) 課 税 標 準 (A) の 特 例 率 (B) (わがまち特例)		
			9	12	宅 地	そ の 他	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)
					(千円)	(千円)					(A)	(B)
	る及と税条法 特びな免第附 措家つ除4則 置屋た区項第 に土域へ5 係地外課5	1/2 減額	8	2	0			0				
	置係及な除項5法 るびつ区へ5附 特家た域課条則 例屋土外税第 措に地と免6第	1/2 減額	8	3	0			0				
	置係及な除項5法 るびつ区へ5附 特家た域課条則 例屋土外税第 措に地と免8第	1/2 減額	8	4	0			0				
	特用る大項5法 例地被震へ6附 措に災災東条則 置係住に日第 る宅よ本1第	/	8	5	0			0				
	例地代に日15法 措に替よ本06附 置係住る大項条則 る宅被震へ 特用災災東第第	/	8	6	0			0				
	置係代に日15法 る替よ本16附 特家る大項条則 例屋被震へ 措に災災東第第	1/2 減額	8	7	0							
		1/3 減額	8	8	0							

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	7	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) の 特 例 率 (B)	
				宅 地	そ の 他				(わがまち特例)		(A)	(B)
				(千円)	(千円)				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
措置に域一法附 置用係内居第 地の住住1第 の代宅困35 特替用難 例住地区項6	減額分に相当する課税標準額	/	9		12		42	0	62	64	65	
			8 9 0									
のに困第法 特係難1附 例る区4則 措代域項第 置替内一5 家家居6 屋屋住条	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	9	0 0								
			9	1 0								

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	5	9

第59表 宅地等の負担調整に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)		
宅 用 地 （ 個 人 ）	小規模住宅用地	負担水準1.0以上	9 0 1 0	12	24	39	54	69	80
		負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0						
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0						
		負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0						
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0						
		負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0						
		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0						
		負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0						
		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0						
		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0						
		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0						
		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0						
		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0						
		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0						
		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0						
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0						
		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0						
		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0						
		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0						
		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0						
		負担水準0.05未満	2 1 0						
	計	2 2 0	0	0	0	0	0	0	
宅 用 地 （ 法 人 ）	小規模住宅用地	負担水準1.0以上	2 3 0						
		負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0						
		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0						
		負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0						
		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0						
		負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0						
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0						
		負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0						
		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0						
		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0						
		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0						
		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0						
		負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0						
		負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0						
		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0						
		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0						
		負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0						
		負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0						
		負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0						
		負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0						
		負担水準0.05未満	4 3 0						
	計	4 4 0	0	0	0	0	0	0	

地方公共団体コード					表番号				
1	0	3	4	5	4	7	5	8	9

第59表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)
宅 用 地 （ 個 人 ）	負担水準1.0以上	9 4 5 0	12	24	39	54	69 80
	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0					
	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0					
	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0					
	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0					
	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0					
	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0					
	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
	負担水準0.05未満	6 5 0					
	計	6 6 0	0	0	0	0	0
宅 用 地 （ 法 人 ）	負担水準1.0以上	6 7 0					
	負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0					
	負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0					
	負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0					
	負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0					
	負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0					
	負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0					
	負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0					
	負担水準0.05未満	8 7 0					
	計	8 8 0	0	0	0	0	0

地方公共団体コード						表番号		
1	0	3	4	5	4	7	6	0

第60表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)		
宅	商業地等 (非住宅用地・個人)	負担水準0.7超	9 0 1 0	12	24	39	54	69	80
		負担水準0.65以上0.7以下	0 2 0						
		負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0						
		負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0						
		負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0						
		負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0						
		負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0						
		負担水準0.35以上0.4未満	0 8 0						
		負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0						
		負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0						
		負担水準0.2以上0.25未満	1 1 0						
		負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0						
		負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0						
		負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0						
		負担水準0.05未満	1 5 0						
	計	1 6 0	0	0	は 0	ひ 0	0	0	
地	商業地等 (非住宅用地・法人)	負担水準0.7超	1 7 0						
		負担水準0.65以上0.7以下	1 8 0						
		負担水準0.6以上0.65未満	1 9 0						
		負担水準0.55以上0.6未満	2 0 0						
		負担水準0.5以上0.55未満	2 1 0						
		負担水準0.45以上0.5未満	2 2 0						
		負担水準0.4以上0.45未満	2 3 0						
		負担水準0.35以上0.4未満	2 4 0						
		負担水準0.3以上0.35未満	2 5 0						
		負担水準0.25以上0.3未満	2 6 0						
		負担水準0.2以上0.25未満	2 7 0						
		負担水準0.15以上0.2未満	2 8 0						
		負担水準0.1以上0.15未満	2 9 0						
		負担水準0.05以上0.1未満	3 0 0						
		負担水準0.05未満	3 1 0						
	計	3 2 0	0	0	ふ 0	ほ 0	0	0	
160行及び320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地 (再掲)		3 3 0							

地方公共団体コード						表番号			
1	0	3	4	5	4	7	6	0	8

第60表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千m ²)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)			
宅 地 （ 負 担 水 準	商 業 地 等 （ 非 住 宅 用 地 ・ 個 人 ）	負担水準0.70	9 3 4 0	12	24	39	54	69	80	
		負担水準0.69以上0.70未満	3 5 0							
		負担水準0.68以上0.69未満	3 6 0							
		負担水準0.67以上0.68未満	3 7 0							
		負担水準0.66以上0.67未満	3 8 0							
		負担水準0.65以上0.66未満	3 9 0							
		負担水準0.64以上0.65未満	4 0 0							
		負担水準0.63以上0.64未満	4 1 0							
		負担水準0.62以上0.63未満	4 2 0							
		負担水準0.61以上0.62未満	4 3 0							
		負担水準0.60超0.61未満	4 4 0							
		負担水準0.60	4 5 0							
		計	4 6 0	0	0	0	0	0	0	
		0 ・ 6 ） 0 ・ 7 ）	商 業 地 等 （ 非 住 宅 用 地 ・ 法 人 ）	負担水準0.70	4 7 0					
負担水準0.69以上0.70未満	4 8 0									
負担水準0.68以上0.69未満	4 9 0									
負担水準0.67以上0.68未満	5 0 0									
負担水準0.66以上0.67未満	5 1 0									
負担水準0.65以上0.66未満	5 2 0									
負担水準0.64以上0.65未満	5 3 0									
負担水準0.63以上0.64未満	5 4 0									
負担水準0.62以上0.63未満	5 5 0									
負担水準0.61以上0.62未満	5 6 0									
負担水準0.60超0.61未満	5 7 0									
負担水準0.60	5 8 0									
計	5 9 0			0	0	0	0	0	0	

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	6	0

第60表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)
宅 地 計	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	9 0 0	12 0	24 0	39 0	54 0	69 0
	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	6 1 0	0	0	0	0	0
	住宅用地以外の宅地において負担水準0.6以上0.7以下	6 2 0	0	0	0	0	0
	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	6 3 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.2未満	6 4 0	0	0	0	0	0
	計	6 5 0	0	ま 0	み 0	む 0	め 0
そ の 他 の 宅 地 比 準 土 地 (個 人)	負担水準0.7超	6 6 0					
	負担水準0.65以上0.7以下	6 7 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	6 8 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	6 9 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	7 0 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	7 1 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	7 2 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	7 3 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	7 4 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	7 5 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	7 6 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	7 7 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	7 8 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	7 9 0					
	負担水準0.05未満	8 0 0					
	計	8 1 0	0	0	0	0	0

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	6	8

第61表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)			
そ の 他	宅地比準土地(法人)	負担水準0.7超	9010	12	24	39	54	69	80	
		負担水準0.65以上0.7以下	020							
		負担水準0.6以上0.65未満	030							
		負担水準0.55以上0.6未満	040							
		負担水準0.5以上0.55未満	050							
		負担水準0.45以上0.5未満	060							
		負担水準0.4以上0.45未満	070							
		負担水準0.35以上0.4未満	080							
		負担水準0.3以上0.35未満	090							
		負担水準0.25以上0.3未満	100							
		負担水準0.2以上0.25未満	110							
		負担水準0.15以上0.2未満	120							
		負担水準0.1以上0.15未満	130							
		負担水準0.05以上0.1未満	140							
		負担水準0.05未満	150							
		計	160	0	0	0	0	0	0	
	宅 地 外 の 比 準 土 地		負担水準1.0以上	170						
			負担水準0.95以上1.0未満	180						
			負担水準0.9以上0.95未満	190						
		負担水準0.85以上0.9未満	200							
		負担水準0.8以上0.85未満	210							
		負担水準0.75以上0.8未満	220							
		負担水準0.7以上0.75未満	230							
		負担水準0.65以上0.7未満	240							
		負担水準0.6以上0.65未満	250							
		負担水準0.55以上0.6未満	260							
		負担水準0.5以上0.55未満	270							
		負担水準0.45以上0.5未満	280							
		負担水準0.4以上0.45未満	290							
		負担水準0.35以上0.4未満	300							
		負担水準0.3以上0.35未満	310							
		負担水準0.25以上0.3未満	320							
		負担水準0.2以上0.25未満	330							
		負担水準0.15以上0.2未満	340							
		負担水準0.1以上0.15未満	350							
	負担水準0.05以上0.1未満	360								
	負担水準0.05未満	370								
	計	380	0	0	0	0	0	0		
合 計		本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	390	0	0	0	0	0		
		引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	400	0	0	0	0			
		住宅用地以外の宅地及び宅地比準土地において負担水準0.6以上	410	0	0	0	0			
		上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	420	0	0	0	0			
		負担水準0.2未満	430	0	0	0	0			
	計	440	0	0	0	0				

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	6	2

第62表 農地の負担調整に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	納 税 義 務 者 (人)	地 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 数 (筆)	
一 般 市 街 化 区 域 農 地	本則による (価格の3分の2) 課税がなされたもの	9 0 1 0	12	24	39	54	69	
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
	上記以外	負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0				
			負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0				
			負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0				
			負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0				
			負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0				
			負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0				
			負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0				
			負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0				
			負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0				
			負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0				
			負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0				
			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0				
			負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0				
			負担水準0.05未満	2 1 0				
計	2 2 0	0	0	0	0	0		
介 在 農 地	本則による課税がなされたもの	2 3 0						
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
	上記以外	負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0				
			負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0				
			負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0				
			負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0				
			負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0				
			負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0				
			負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0				
			負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0				
			負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0				
			負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0				
			負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0				
			負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0				
			負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0				
			負担水準0.05未満	4 3 0				
計	4 4 0	0	0	0	0	0		

※負担水準1.0未満の区分について、負担調整率の記載があるが、令和3年度の課税標準額は令和2年度の課税標準額と同額となり、負担調整率を乗じるものではないため注意すること。

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	6	2

第62表 農地の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)	
一 般 農 地	本則による課税がなされたもの	9 4 5 0	12	24	39	54	69	
	負担調整率1.025	4 6 0						
	負担調整率1.05	負担水準0.95以上1.0未満	4 7 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0					
	上記以外	負担調整率1.10	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0				
			負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0				
			負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0				
			負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0				
			負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0				
			負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0				
			負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0				
			負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0				
			負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0				
			負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0				
			負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0				
			負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0				
	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0						
	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0						
負担水準0.05未満	6 5 0							
計	6 6 0	0	0	0	0	0		
合 計	本則による課税がなされたもの	6 7 0	0	0	0	0	0	
	負担調整率1.025	6 8 0	0	0	0	0	0	
	負担調整率1.05	負担水準0.95以上1.0未満	6 9 0	0	0	0	0	
		負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0	0	0	0	0	
	負担調整率1.075	負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0	0	0	0	0	
		負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0	0	0	0	0	
	上記以外	負担調整率1.10	負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0	0	0	0	0
			負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0	0	0	0	0
	負担水準0.6以上0.65未満		7 5 0	0	0	0	0	
	負担水準0.55以上0.6未満		7 6 0	0	0	0	0	
	負担水準0.5以上0.55未満		7 7 0	0	0	0	0	
	負担水準0.45以上0.5未満		7 8 0	0	0	0	0	
	負担水準0.4以上0.45未満		7 9 0	0	0	0	0	
	負担水準0.35以上0.4未満		8 0 0	0	0	0	0	
	負担水準0.3以上0.35未満		8 1 0	0	0	0	0	
	負担水準0.25以上0.3未満		8 2 0	0	0	0	0	
	負担水準0.2以上0.25未満		8 3 0	0	0	0	0	
	負担水準0.15以上0.2未満		8 4 0	0	0	0	0	
	負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0	0	0	0	0		
	負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0	0	0	0	0		
負担水準0.05未満	8 7 0	0	0	0	0			
計	8 8 0	0	0	0	0	0		